

改 正 案	現 行																						
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 （略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第二節の十一 （略）</p> <p>第二節の十二 <u>番組素材中継を行う無線局等の無線設備（第三十七條の二十七の二十一～第三十七條の二十七の二十三）</u></p> <p>第二節の十三 <u>エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備（第三十七條の二十七の二十四・第三十七條の二十七の二十五）</u></p> <p>第三節～第九節 （略）</p> <p>第五章 （略）</p> <p>（空中線電力の許容偏差）</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">送信設備</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">許容偏差</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">上限（パーセント）</th> <th style="text-align: center;">下限（パーセント）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一・二 （略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二の二 四七〇MHzを超え七七〇</td> <td style="text-align: center;">二〇</td> <td style="text-align: center;">二〇</td> </tr> </tbody> </table>	送信設備	許容偏差		上限（パーセント）	下限（パーセント）	一・二 （略）	（略）	（略）	二の二 四七〇MHzを超え七七〇	二〇	二〇	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 （同上）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第二節の十一 （同上）</p> <p>第二節の十二 <u>番組素材中継を行う無線局等の無線設備（第三十七條の二十七の二十一～第三十七條の二十七の二十三）</u></p> <p>第三節～第九節 （同上）</p> <p>第五章 （同上）</p> <p>（空中線電力の許容偏差）</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">送信設備</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">許容偏差</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">上限（パーセント）</th> <th style="text-align: center;">下限（パーセント）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一・二 （同上）</td> <td style="text-align: center;">（同上）</td> <td style="text-align: center;">（同上）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二の二 四七〇MHzを超え七七〇</td> <td style="text-align: center;">二〇</td> <td style="text-align: center;">二〇</td> </tr> </tbody> </table>	送信設備	許容偏差		上限（パーセント）	下限（パーセント）	一・二 （同上）	（同上）	（同上）	二の二 四七〇MHzを超え七七〇	二〇	二〇
送信設備		許容偏差																					
	上限（パーセント）	下限（パーセント）																					
一・二 （略）	（略）	（略）																					
二の二 四七〇MHzを超え七七〇	二〇	二〇																					
送信設備	許容偏差																						
	上限（パーセント）	下限（パーセント）																					
一・二 （同上）	（同上）	（同上）																					
二の二 四七〇MHzを超え七七〇	二〇	二〇																					

<p>1の3 四七〇 MHz を超え七一〇 MHz 以下の周波数の 電波を使用する エリア放送を行 う地上一般放送 局の送信設備</p>	<p>MHz以下の周波数の電波を使用す るテレビジョン放送のうちデジ タル放送を行う地上基幹放送局 であつて、空中線電力が〇・五 ワット以下の送信設備（複数波 同時増幅器を使用する場合に限 る。）</p>		
	<p>占有周波数 帯幅が五・ 七 MHzのもの</p>	10	10
	<p>占有周波数 帯幅が四六 八 kHzのもの であつて、 空中線電力 が一三分の 五〇ミリワ ット以下の もの</p>	10	50
	<p>占有周波数 帯幅が四六 八 kHzのもの であつて、 空中線電力 が一三分の</p>	10	10

<p>MHz以下の周波数の電波を使用す るテレビジョン放送のうちデジ タル放送を行う地上基幹放送局 であつて、空中線電力が〇・五 ワット以下の送信設備（複数波 同時増幅器を使用する場合に限 る。）</p>		

三十九 (略)	五〇ミリワットを超えるもの	(略)	(略)
---------	---------------	-----	-----

2・3 (略)

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第二十七条〜第三十七条の二十七の二十三 (略)

第二節の十三 エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備

(適用の範囲)

第三十七条の二十七の二十四 この節の規定は、テレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備及びデータ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

(変調方式等)

第三十七条の二十七の二十五 送信装置の変調方式は、次の各号に掲げる占有周波数帯域幅に応じて、当該各号に掲げる方式であること。

- 一 占有周波数帯幅が五・七MHzのもの 四分のキャリアット差動四相

三十九 (同上)	(同上)	(同上)	(同上)
----------	------	------	------

2・3 (同上)

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第二十七条〜第三十七条の二十七の二十三 (同上)

位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調が行われた信号並びに差動二相位相変調が行われた信号及び二相位相変調が行われた信号により逆高速フーリエ変換を用いて直交周波数分割多重変調する方式

二 占有周波数帯幅が四六八kHzのもの 四相位相変調又は一六値直交振幅変調が行われた信号並びに差動二相位相変調が行われた信号及び二相位相変調が行われた信号により逆高速フーリエ変換を用いて直交周波数分割多重変調する方式

2 逆高速フーリエ変換のサンプル周波数は、六三分の五二二MHzとし、その値から次の各号に掲げる占有周波数帯幅に応じ、当該各号に掲げる値を超える偏差を生じてはならない。

一 占有周波数帯幅が五・七MHzのもの (H)百万分の〇・三

二 占有周波数帯幅が四六八kHzのもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める値

イ 複数送信機で単一周波数ネットワークを構成する場合 (H)百万分の三・九

ロ 複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合であつて空中線電力が二三分の五〇ミリワットを超えるとき (H)百万分の三・九

ハ 複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合であつて空中線電力が二三分の五〇ミリワット以下のとき (H)百万分の一〇

3 搬送波の変調波スペクトルは、別図第四号の八の十八に示す許容値の範囲内になければならない。

4 送信装置の空中線電力は、占有周波数帯幅が五・七MHzのものは

「三〇ミリワット以下、占有周波数帯幅が四六八kHzのものは一〇ミリワット以下でなければならない。」

5 送信空中線の相対利得は、〇デシベル以下でなければならない。ただし、実効輻射電力が相対利得〇デシベルの空中線に前項の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

6 無線設備は、当該無線設備と有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備とを接続する場合は、当該有線電気通信設備からの影響により電気的特性に変更を来すこととならないものでなければならない。

7 無線設備（有線電気通信設備により接続される無線設備にあつては、その各部分）については、一の管体に収められており、かつ、容易に開けることができないものでなければならない。ただし、電源設備、空中線系及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第十一号に規定する番組送出設備については、この限りでない。

8 空中線系は、容易に取り外すことができないものでなければならない。

※現行の条文は平成二十四年三月二十六日公布予定のものを含む。

改正案			現行		
別表第一号（第5条関係） 周波数の許容偏差の表			別表第一号（第5条関係） 周波数の許容偏差の表		
周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz 又はkHzを付したものを 除き百万分率）	周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz 又はkHzを付したものを 除き百万分率）
（略）	（略）	（略）	（同左）	（同左）	（同左）
7 470MHzを超え2,450MHz以下	1 固定局(注20、31、35) <u>(1) 810MHzを超え960MHz以下のもの</u> <u>(2) その他の周波数のもの</u>	1.5	7 470MHzを超え2,450MHz以下	1 固定局(注20、31、35) <u>(1) 810MHzを超え960MHz以下のもの</u> <u>(2) その他の周波数のもの</u>	1.5
	ア 100W以下のもの	100		ア 100W以下のもの	100
	イ 100Wを超えるもの	50		イ 100Wを超えるもの	50
	2 陸上局及び移動局(3から8までに掲げるものを除く。)(注20、31、34、35、37、38) <u>(1) 810MHzを超え960MHz以下のもの</u> <u>(2) その他の周波数のもの</u>	1.5		2 陸上局及び移動局(3から8までに掲げるものを除く。)(注20、31、34、35、37、38) <u>(1) 810MHzを超え960MHz以下のもの</u> <u>(2) その他の周波数のもの</u>	1.5
	3 簡易無線局(注35)	3		3 簡易無線局(注35)	3
	4 特定小電力無線局(注36)	4		4 特定小電力無線局(注36)	4
5 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局	3	5 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局	3		
6 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス	10	6 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス	10		

	<u>電話の無線局</u>	
	<u>7 時分割・直交周波数分割 多元接続方式デジタルコ ードレス電話の無線局</u>	<u>3</u>
	<u>8 小電力データ通信シス テムの無線局</u>	<u>50</u>
	<u>9 無線測位局(注29)</u>	
	<u>(1) 地上DME及び地上 タカンの送信設備</u>	<u>20</u>
	<u>(2) 機上DME及び機上 タカンの送信設備</u>	<u>100kHz</u>
	<u>(3) SSRの送信設備</u>	
	<u>ア モードS機能を有 するもの</u>	<u>10kHz</u>
	<u>イ その他</u>	<u>200kHz</u>
	<u>(4) ATCトランスポン ダの送信設備</u>	
	<u>ア モードS機能を有 するもの</u>	<u>1,000kHz</u>
	<u>イ その他</u>	<u>3,000kHz</u>
	<u>(5) 質問信号送信設備</u>	<u>10kHz</u>
	<u>(6) 基準信号送信設備及 びノントランスポンダ</u>	<u>1,000kHz</u>
	<u>(7) その他の無線測位局</u>	<u>500</u>
	<u>10 地上基幹放送局(注21、4 9)</u>	
	<u>(1) テレビジョン放送の うちデジタル放送を行 う地上基幹放送局</u>	<u>1Hz</u>
	<u>(2) その他の地上基幹放 送局</u>	<u>500Hz</u>
	<u>11 地上一般放送局(注53)</u>	<u>1Hz</u>
	<u>12 アマチュア局</u>	<u>500</u>
	<u>13 地球局及び宇宙局(注32 、33、40)</u>	<u>20</u>
(略)	(略)	(略)

	<u>電話の無線局</u>	
	<u>7 時分割・直交周波数分割 多元接続方式デジタルコ ードレス電話の無線局</u>	<u>3</u>
	<u>8 小電力データ通信シス テムの無線局</u>	<u>50</u>
	<u>9 無線測位局(注29)</u>	
	<u>(1) 地上DME及び地上 タカンの送信設備</u>	<u>20</u>
	<u>(2) 機上DME及び機上 タカンの送信設備</u>	<u>100kHz</u>
	<u>(3) SSRの送信設備</u>	
	<u>ア モードS機能を有 するもの</u>	<u>10kHz</u>
	<u>イ その他</u>	<u>200kHz</u>
	<u>(4) ATCトランスポン ダの送信設備</u>	
	<u>ア モードS機能を有 するもの</u>	<u>1,000kHz</u>
	<u>イ その他</u>	<u>3,000kHz</u>
	<u>(5) 質問信号送信設備</u>	<u>10kHz</u>
	<u>(6) 基準信号送信設備及 びノントランスポンダ</u>	<u>1,000kHz</u>
	<u>(7) その他の無線測位局</u>	<u>500</u>
	<u>10 地上基幹放送局(注21、4 9)</u>	
	<u>(1) テレビジョン放送の うちデジタル放送を行 う地上基幹放送局</u>	<u>1Hz</u>
	<u>(2) その他の地上基幹放 送局</u>	<u>500Hz</u>
	<u>11 アマチュア局</u>	<u>500</u>
	<u>12 地球局及び宇宙局(注32 、33、40)</u>	<u>20</u>
(同左)	(同左)	(同左)

注 1～52 (略)

53 次に掲げるエリア放送を行う地上一般放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

	<u>複数送信機で単一周波数ネットワークを構成する場合</u>	<u>複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合</u>
<u>占有周波数帯幅が 5.7MHz のもの</u>	<u>電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの</u> <u>±500Hz</u>	<u>1 空中線電力が 50mW を超えるものであつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの</u> <u>±500Hz</u> <u>2 空中線電力が 50mW 以下のもの</u> <u>±20kHz</u>
<u>占有周波数帯幅が 468kHz のもの</u>		<u>1 空中線電力が (50/13)mW を超えるものであつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの</u> <u>±500Hz</u> <u>2 空中線電力が</u>

注 1～52 (同左)



		<u>(50/13)mW 以下のもの</u> <u>の ±20kHz</u>
--	--	---

別表第二号（第6条関係）

第1～61（略）

第62 エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- |                            |               |
|----------------------------|---------------|
| <u>(1) 13セグメント方式を用いるもの</u> | <u>5.7MHz</u> |
| <u>(2) 1セグメント方式を用いるもの</u>  | <u>468kHz</u> |

別表第三号（第7条関係）

1～4（略）

5 地上基幹放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1)～(6)（略）

(7) エリア放送を行う地上一般放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

ア 470MHz 以下及び 710MHz を超える帯域

(ア) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値

100μW 以下

(イ) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

25μW 以下

イ 470MHz を超え 710MHz 以下の帯域

別表第二号（第6条関係）

第1～61（同左）

別表第三号（第7条関係）

1～4（同左）

5 地上基幹放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1)～(6)（同左）

別図第四号の八の十八に規定する値を準用する。

ただし、 $f_c+15\text{MHz}$  を超える周波数又は  $f_c-15\text{MHz}$  以下の周波数のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(ア) 占有周波数帯幅が 5.7MHz のもの

0.01nW 以下

(イ) 占有周波数帯幅が 468kHz のもの

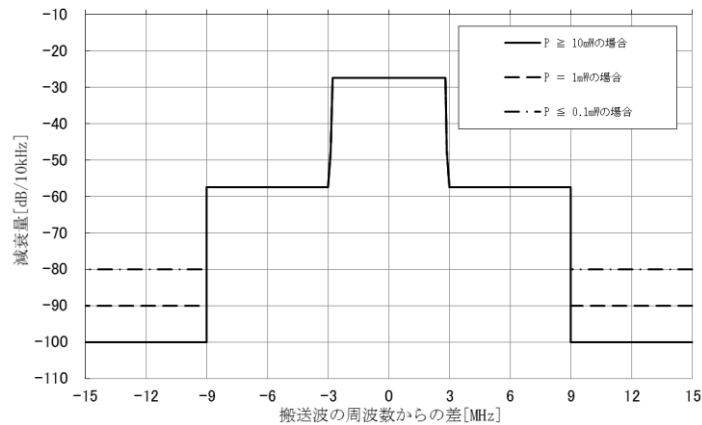
(0.01/13)nW 以下

6～54 (略)

6～54 (同左)

別図第四号の八の十八 搬送波の変調波スペクトル (第 37 条の 27 の 25 第 3 項関係)

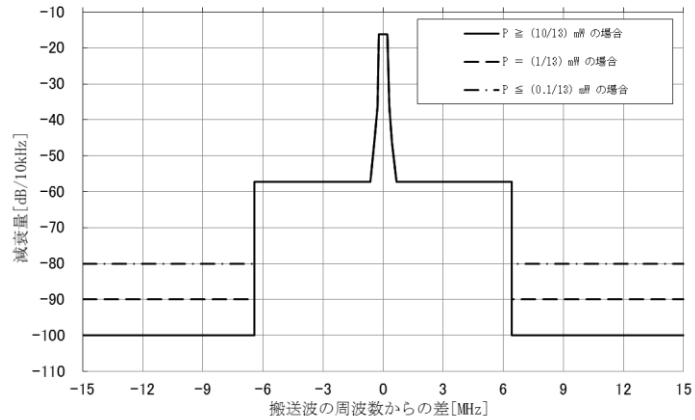
1 占有周波数帯幅が 5.7MHz のもの



搬送波の周波数からの差	平均電力 P からの減衰量			規定の種類
	$P \geq 10\text{mW}$ の場合	$P = 1\text{mW}$ の場合	$P \leq 0.1\text{mW}$ の場合	
$\pm 2.79\text{MHz}$	-27.4dB/10kHz	-27.4dB/10kHz	-27.4dB/10kHz	上限
$\pm 2.86\text{MHz}$	-47.4dB/10kHz	-47.4dB/10kHz	-47.4dB/10kHz	上限
$\pm 3.00\text{MHz}$	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	上限
$\pm 9.00\text{MHz}$	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	上限
$\pm 9.00\text{MHz}$	-100.0dB/10kHz	-90.0dB/10kHz <sup>*1</sup>	-80.0dB/10kHz	上限

\* 1 平均電力 P が 0.1mW を超え 10mW 未満の無線設備にあつては、 $-(90+10\log P)$  dB/10kHz とする。

2 占有周波数帯幅が 468kHz のもの



搬送波の周波数からの差	平均電力 P からの減衰量			規定の種類
	$P \geq (10/13)$ mW の場合	$P = (1/13)$ mW の場合	$P \leq (0.1/13)$ mW の場合	
$\pm 0.22$ MHz	-16.3 dB/10kHz	-16.3 dB/10kHz	-16.3 dB/10kHz	上限
$\pm 0.29$ MHz	-36.3 dB/10kHz	-36.3 dB/10kHz	-36.3 dB/10kHz	上限
$\pm 0.43$ MHz	-46.3 dB/10kHz	-46.3 dB/10kHz	-46.3 dB/10kHz	上限
$\pm 0.65$ MHz	-57.3 dB/10kHz	-57.3 dB/10kHz	-57.3 dB/10kHz	上限
$\pm 6.43$ MHz	-57.3 dB/10kHz	-57.3 dB/10kHz	-57.3 dB/10kHz	上限
$\pm 6.43$ MHz	-100.0 dB/10kHz	-90.0 dB/10kHz*2	-80.0 dB/10kHz	上限

\* 2 平均電力 P が  $(0.1/13)$  mW を超え  $(10/13)$  mW 未満の無線設備にあつては、 $-(90+10\log(13P))$  dB/10kHz とする。